

公共交通に関する市民アンケートを実施

市では、コミュニティバス等の市内の公共交通のあり方の検討や「鹿児島中央駅〜鹿屋間」の直行バスの運行などに取り組むため、「鹿屋市地域公共交通総合連携計画」を策定します。

この計画の策定に当たって、市民の皆さんの意向やニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施します。

11月中旬に、2,000人（無作為抽出）の市民の皆さんにアンケート調査をお願いすることとしていますので、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】市企画調整課（3階）
☎0994-31-1125

夜間・休日の納税及び納税相談を実施

市では、市税等の年末一斉催告に合わせ、夜間・休日の納税及び納税相談を実施します。

●期間
本庁 11月25日（火）〜12月1日（月）

各総合支所 11月30日（日）・12月1日（月）

●時間
平日夜間 17時〜19時
土・日 9時〜17時

●場所
本庁 市収納管理課
※土・日は市役所本庁舎正面地下入口からお入りください。

各総合支所 地域振興課
●持参するもの 印鑑、催告書等

【問い合わせ】市収納管理課（1階③番窓口）
☎0994-31-1155

電話による納税相談をご利用ください

税務署では、11月4日（火）から、納税者からの電話による国税に関する一般的な相談を、熊本市にある「電話相談センター」に集中化しました。

鹿屋税務署の代表電話におかけいただいた電話は、自動音声によりセンターへご案内しますが、電話料金は、鹿屋税務署までの通話料金で利用できます。なお、具体的な書類を確認

認する必要があるような個別の相談は、事前に予約をしていただき、税務署の担当部門で受け付けます。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】鹿屋税務署
☎0994-42-3127



「鹿屋市中小企業資金利子補給金」制度を変更

原油・原料高騰の対策として、鹿児島県中小企業制度資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の利子の一部を補給する「鹿屋市中小企業資金利子補給金」制度の内容が一部変更になりました。

【変更内容】
○利子補給金の額
融資利率年1%の利子に相当する額以内↓**融資利率年1.5%の利子に相当する額以内**

○利子補給限度額
上限30万円↓**上限40万円**
※赤字が変更後です。
※平成20年4月1日から12月31日までに鹿児島県中小企業制度資金の融資を受けた人が対象です。

消防器の悪質訪問販売等にご注意ください

現在、市内において、消防署職員を名乗り「使用期限が過ぎているのですので交換をしないといけない」などと言って、消火器を高額な値段で販売したり、点検料を請求する事例が発生しています。

消防署職員が自宅を訪問し、消火器を販売することはありませんので、ご注意ください。

【問い合わせ】市自治防災課（3階）
☎0994-31-1124

「歳末たすけあい募金」を実施
今年も、12月1日（月）から31日（水）まで「歳末

たすけあい募金」を実施します。今年も皆さんのご協力をお願いします。

【問い合わせ】県共同募金会鹿屋市支会
☎0994-44-2277

農林水産課からのお知らせ

狩猟期間の解禁について
11月15日（土）から平成21年2月15日（日）まで（イノシシについては3月15日まで）鳥獣保護区及び休猟区以外の区域において、狩猟が解禁となります。

山などを散策する場合は、目立つ服装で携帯ラジオを鳴らすなど、自分の存在がわかるようにして行動しましょう。

野生ザルにご注意を
近年、野生ザルにより農林作物等に大きな被害がでています。また、人家等にも出没することがあり、人的被害も想定されます。もし、サルを見かけた場合は、追い払おうとせず、まづは避難してください。また、農林作物等の被害を防止するため、耕作地に

ネットを設置するなど、サルが寄り付かない環境づくりが必要です。
なお、捕獲には、有害鳥獣捕獲許可が必要ですので、ご注意ください。

【問い合わせ】市農林水産課（2階）
☎0994-31-1119

輝北・秋のハイキングを開催

鮮やかな紅葉に囲まれて、日時 11月23日（日）9時〜受付

※参加申込みは、当日受け付けます。
●場所 輝北うわば公園
●コース 4km及び8km
※終了後、豪華景品が当たる「お楽しみ抽選会」を行います。

【問い合わせ】輝北うわば公園まちづくり公社
☎0994-851-900



野外焼却（野焼き）は禁止されています

「近所の方がごみを燃やして困っている」「灰で洗濯物や布団が汚れたり、煙で臭いがついたりする」「煙でぜん息の子供が咳き込んでつらい」等の野外焼却に関する苦情が市役所に多く寄せられています。
野外焼却は、法律で禁止されていますので、絶対に行わないでください。



敷地内でドラム缶を使ったり、穴を掘っての焼却も禁止されています。
特に、家庭で刈り取った雑草等は、十分に乾燥させて、小さくしてから「燃やせるごみ袋」に入れ、ごみステーション又は肝属地区清掃センターへ持ち込みましょう。

- 野外焼却を行うと
 - ダイオキシン類や塩化水素など有害物質が発生
 - 地球温暖化の原因
- 法律に違反して野外焼却を行った場合の罰則
 - 個人では、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科
 - 法人は、1億円以下の罰金

適正なごみの分別や処分に努めて、豊かで美しい環境が保全されるよう市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】市生活環境課 ☎0994-31-1115 鹿屋警察署 ☎0994-44-0110

インフルエンザに気をつけましょう

インフルエンザは、患者の咳などで空気中に拡散されたウイルスが体内に入ることによって感染します。感染すると39度以上の発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などの全身症状にあわせて、のどの痛み・鼻汁などの症状も見られます。さらに気管支炎・肺炎などを併発し、重症化することもあります。
このような症状が見られたら、すぐに医療機関を受診しましょう。

インフルエンザに感染しないために
○栄養と睡眠を十分にとりましょう。
○なるべく人混みを避け、外出後は必ず手洗い・うがいをしましょう。
○咳・くしゃみ等の症状のある人は、必ずマスクをつけましょう。また、このような人と接する時には、マスクをつけましょう。
○空気が乾燥すると、インフルエンザにかかりやすくなりますので、部屋の湿度を保ちましょう。

近年、新型インフルエンザの発生の危険性が高まっています
新型インフルエンザとは、私たちが免疫を持たない初めての型のインフルエンザウイルスであり、鳥インフルエンザウイルスからの変異によって起こるといわれています。
まず、通常のインフルエンザを防ぐことが大事になりますので、予防に心がけましょう。

【問い合わせ】市健康増進課 ☎0994-41-2110

夜間当番医の診療時間は、23時までとなっています。夜間当番医制度は急病者のためにつくられた制度ですので、早めに昼間の受診を心がけましょう。